



よみがえる古代ハス(吉野ヶ里歴史公園)

【第54号の内容】一般質問は新型コロナウイルス対策により中止しています

● 6月定例会	2	● 議会の主な活動	10
● 賛否状況	4	● アドベンチャーバレーSAGA オープン	10
● 意見書・文化体育館視察報告	5	● 編集後記	10
● 特集 ごみ処理施設	6		



議員が原稿作成・編集した
議会だよりです

【編集・発行】

佐賀県吉野ヶ里町議会

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田321-2
TEL 0952-37-0338

【印刷】ビッグサムティ&ビー 【発行年月日】令和2年7月30日

議会会議録がインターネットで見られます。

吉野ヶ里町のホームページ

<http://www.town.yoshinogari.saga.jp/>

にアクセスし「吉野ヶ里町議会」「吉野ヶ里町議会会議録」
をクリックしてください。

令和2年度第2回6月定例会

第2回定例会は、6月8日から12日までの5日間の会期で開催された。
提案された議案は報告5件、専決処分7件、条例3件、補正予算2件、契約の締結1件、意見書1件の19議案を審議し、可決した。

専決処分の承認

○吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例

※地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布されたことに伴い改正する必要があるため

○吉野ヶ里町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○令和元年度吉野ヶ里町一般会計補正予算（第8号）

※町税（法人町民税法人税割）の増収に伴い補正する必要があるため

○令和元年度吉野ヶ里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○吉野ヶ里町税条例の一部を改正する条例

※地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、改正する必要があるため

【新型コロナウイルス感染症拡大の影響により著しい減収となる中小事業者に対し、令和3年度分の固定資産税について課税標準の特例措置を講じるもの等】

○令和2年度吉野ヶ里町一般会計補正予算（第1号）

※令和2年4月20日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき特別定額給付金事業及び子育て世帯への臨時

特別給付金事業が実施されることになり、迅速に給付金を支給するために補正する必要があるため

○令和2年度吉野ヶ里町一般会計補正予算（第2号）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための自粛要請により



給付金支給送付作業を行う町職員

条例関係

○吉野ヶ里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

※幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園就園奨励費補助金が廃止されたため。

○吉野ヶ里町証明書等手数料条例の一部を改正

する条例

※情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号の通知カードの再交付に係る手続等が廃止されたため。

○吉野ヶ里町国民健康保険条例及び吉野ヶ里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

※新型コロナウイルスに感染した被保険者等に対して支給する傷病手当金について規定するため。

契約の締結

○小中学校教員用タブレットパソコン45台と、機器設定費及び通信ソフトウェア等の購入業務契約

※契約相手（株）学映システム
契約金額 1104万5千100円

・落札率 97・11％
・納入期限 令和2年8月31日



教員用タブレット

補正予算

○一般会計補正予算

※歳入歳出それぞれ1億1910万8千円を追加し、予算の総額を121億242万6千円とする。

※歳入の主なもの

・減額となったもの
土木費国庫補助金
農林水産業県補助金
合併特例債

増額となったもの

児童福祉費補助金
小中学校費補助金
消防費国庫補助金
ふるさと応援寄付金
基金繰入金

※歳出の主なもの

・減額となったもの
五ヶ山ダム対策費
社会福祉総務費
農業振興費
道路新設改良費
文化体育館外構工事費
増額となったもの
戸籍住民基本台帳費
児童措置費
環境衛生総務費



南部1-1に更新される消防車の同型車両



文化体育館建設現場

道路橋りょう維持費
消防施設費
小中学校教育振興費
社会教育総務費

新型コロナウイルス 町単独対応事業

○子育て世帯給付金

・支給額 児童1人あたり1万円
・受給者 令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の受給者

○子育て世帯応援給付金

・支給額 児童1人あたり1万円の「よしのがり商品券」
・対象者 5月11日時点で本町に住所を有する18歳以下の児童で、子育て世帯給付金の支給対象外の者。

○介護予防体操リーフレット配布事業

・対象者 全世帯配布
○中小企業者事業継続支援金

・対象者 町内で2年4月30日以前より事業を営んでおり、1月から7月までのいずれか1ヶ月の売上が、前年度同月比20%以上減少している者

○感染症対策布マスク配布事業

・対象者 全世帯配布



第2回(6月)定例会													
	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	可決	11	0	0								
	令和2年度吉野ヶ里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	可決	11	0	0								
	令和2年度吉野ヶ里町一般会計補正予算(第3号)	可決	11	0	0								
	令和2年度吉野ヶ里町立小中学校教師用タブレットパソコン備品購入業務契約の締結について	可決	11	0	0								
	吉野ヶ里町国民健康保険条例及び吉野ヶ里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	可決	11	0	0								
	吉野ヶ里町証明等手数料条例の一部を改正する条例	可決	11	0	0								
	吉野ヶ里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	可決	11	0	0								
	専決処分の承認を求めることについて【令和2年度吉野ヶ里町一般会計補正予算(第2号)】	承認	11	0	0								
	専決処分の承認を求めることについて【令和2年度吉野ヶ里町一般会計補正予算(第1号)】	承認	11	0	0								
	専決処分の承認を求めることについて【吉野ヶ里町税条例の一部を改正する条例】	承認	11	0	0								
	専決処分の承認を求めることについて【令和元年度吉野ヶ里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)】	承認	11	0	0								
	専決処分の承認を求めることについて【令和元年度吉野ヶ里町一般会計補正予算(第8号)】	承認	11	0	0								
	専決処分の承認を求めることについて【吉野ヶ里町国民健康保険条例の一部を改正する条例】	承認	11	0	0								
	専決処分の承認を求めることについて【吉野ヶ里町税条例等の一部を改正する条例】	承認	11	0	0								
結 果	承認	承認	承認	承認	承認	承認	承認	可決	可決	可決	可決	可決	可決
表 決 数	11 0	11 0	11 0	11 0	11 0	11 0	11 0	11 0	11 0	11 0	11 0	11 0	11 0
生 島 信一郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
森 田 浩 文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
吉 富 光三郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
古 川 清 春	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
古 川 輝 英	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
古 川 勲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
伊 東 和 孝	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
多 良 光 英	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
城 島 敏 行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
立 石 良 雄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
馬 場 茂	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
筒 井 佐千生	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※議席番号順

○=賛成

●=反対

欠=欠席

—=議長は議決に加わらない

意見書

義務教育費国庫負担制度
拡充に係る意見書

学校教育現場では、学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあります。自治体の教育格差が生じることは大きな問題です。

国の施策として定数改善に向けた財源確保をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられるこ

とが憲法上の要請です。

ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠であり、国会および政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように強く要請します。

記

(一) 少人数学級の実現など計画的な教職員定数改善を推進すること。

(二) 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

地方自治法第99条の規定により意見書を内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣に提出しました。

文化体育館視察研修報告

6月9日、現在建設中の文化体育館を全議員で視察した。

新型コロナウイルス問題で、4月18日午後6時から5月6日の18日間工事が中止され、現在は、鉄筋コンクリートの型枠工事が終わり、今後鉄骨工事に入るとの事だった。また、ステージ及び二階の観客席400席の設置工事も進められている。

一階のアリーナは縦(四十四メートル)、横(三十四メートル)あり、1000席(手動席)を並べることができ、その広さに驚かされた。二階の固定席と合わせると1400人が集客可能である。今後東側の勾玉ホール

の工事も予定されている。



2階	コミュニティルーム、ランニングコース 観覧席、放送室他	1,571.04㎡
1階	アリーナ、ステージ、器具室、控室、 トレーニングルーム、多目的室、事務室、 更衣室、役員・審判室、まが玉ホール他	3,676.38㎡
合計		5,247.42㎡

◆文化体育館『建設工事』・『舞台設備工事』

●主な工事内容(令和2年7月以降の見込み)

- ・鉄骨工事(6月末～10月)
- ・鋼製建具工事(7月～)
- ・外装下地左官工事、外装工事(7月～)
- ・内装下地組工事、内装工事(8月～)
- ・屋根工事(10月～11月)
- ・ガラス工事(11月～)
- ・舞台装置設置開始(12月～)
- ・外装仕上げ工事(12月～1月)
- ・屋根防水工事(12月～1月)
- ・内装仕上げ工事(12月～2月)
- ・足場解体(～1月中旬)
- ・アリーナ鋼製床仕上げ工事(12月～2月)
- ・各種検査(3月～)
- ・竣工予定(～3月末)

ごみ処理広域化計画(東部ブロック)の経過について

年月日	内 容
平成9年5月	旧厚生省(現在は厚生労働省)から「ごみ処理広域化」について通知
平成11年2月	佐賀県ごみ処理広域化計画における区割策定
平成26年1月8日	佐賀県ごみ処理広域化計画(東部ブロック)協議の意向について参加の回答をする。
平成26年10月20日	建設候補地を鳥栖市真木町(旧鳥栖市処理場)に決定
平成26年11月11日	神崎市と吉野ヶ里町から鳥栖・三養基西部環境施設組合管理者へ計画参加申し入れ
平成28年2月15日	佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会設立 (関係市町:鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町)
平成28年3月23日	第1回佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会
平成28年4月21日	第2回佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会
平成28年5月26日	第3回佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会
平成28年8月17日	第4回佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会
平成28年11月28日	第5回佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会
平成29年1月～3月	土対法に基づく自主調査(地歴調査)を実施
平成29年3月	地歴調査の結果ヒ素汚染の恐れ、旧ため池だったグラウンドに生ごみを埋設していることが判明。
平成29年9月～ 平成30年3月	敷地表層50cmのヒ素汚染調査と旧ため池部分10か所のボーリング調査による土壌調査と4か所の水質調査を実施
平成29年9月15日	佐賀県東部環境施設組合の設立について原案可決
平成29年10月5日	一部事務組合佐賀県東部環境施設組合の設立許可申請
平成29年11月1日	一部事務組合佐賀県東部環境施設組合の設立許可
平成30年3月末	ヒ素の汚染なし、10か所のうち6か所の土壌で鉛ヒ素フッ素、ホウ素のいずれかが基準値を超える。地下水4か所のうち3か所でホウ素が基準値を超える結果が出る。
平成30年12月25日	土壌調査の結果建設用地東側敷地に多量の埋設物及び汚染が確認されたため首長会において、次の事項について方向性を確認した。 ①現在の次期ごみ処理施設建設予定地(約4.2ha)から南東部(約2.0ha)及び最終処分場跡地(約0.5ha)を除外し、北西部(約1.7ha)のみを建設予定地として検討する。 ②次期ごみ処理施設は、北西部(約1.7ha)の土壌等の調査を実施したうえで、建設の可否について最終確認することとする。
平成31年4月1日	組合首長会で、1.7haに縮小し、ごみ処理施設のみ整備を承認。
令和2年3月16日	次期ごみ処理施設建設に対する吉野ヶ里町議会決議(建設候補地の再選定を求める)組合管理者、副管理者に決議書を提出
令和2年4月14日	次期ごみ処理施設建設に対する吉野ヶ里町議会決議(建設候補地の再選定を求める)決議書に対する回答
令和2年5月8日	次期ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会ヒアリング評価落札候補者決定
令和2年5月18日	組合首長会にて次期ごみ処理施設整備・運営事業に係る落札者(日立造船の全連続燃烧式焼却炉(ストーカ炉式))の決定
令和2年5月18日	組合議会全員協議会にて次期ごみ処理施設整備・運営事業に係る落札者(日立造船の全連続燃烧式焼却炉(ストーカ炉式))の決定について報告
令和2年6月12日	吉野ヶ里町議会より佐賀県東部環境施設組合管理者鳥栖市長に文書で質問書
令和2年6月17日	佐賀県東部環境施設組合管理者鳥栖市長より吉野ヶ里町議会に文書で回答
令和2年6月19日	吉野ヶ里町議会より町長に方向性について報告(組合に加入継続していくこと)
令和2年6月22日	神崎市長に報告(組合に加入継続していくこと)
令和2年6月22日	佐賀県東部環境施設組合管理者鳥栖市長に文書で報告(組合に加入継続と要望事項)この席で上峰町長とみやき町長にも報告をお願いされる。
令和2年6月24日	上峰町長に吉野ヶ里町の方角性を報告(組合に加入継続していくこと)
令和2年6月24日	みやき町長に吉野ヶ里町の方角性を報告(組合に加入継続していくこと)

鳥栖市真木町 広域ごみ処理施設の状況

鳥栖市真木町において、令和6年供用開始予定の広域ごみ処理施設の建設計画について、本町議会としては、建設用地再検討を求める決議を提出するなど、東部環境施設組合(以下、東部組合と略す。)に対して問題提起を行ってきた。今回、本事業の今後について一定の結論を見出すことになった。そこで、広報内で特集を組み、住民各位へ事の顛末を報告する。

から広域化へ向けた指導を受けたため、現在の建設予定地である鳥栖市真木町にて、広域ごみ処理施設の建設を決定。その後、本町及び神崎市へ組合参加を打診した。

平成28年、当時の本町執行部も、東部組合からの呼びかけに応じて、当該一部事務組合への参加を決定。本町が神崎市と共に運営する、背振塵芥処理組合保有の施設(背振ごみ処理場)も老朽化が見られ、共用期限も令和8年までと迫っていたため、西部組合からの今回の呼びかけに応じた。しかしながら、本町議会に詳細な事情報告がないまま参加が決定され、それが事後的な報告で済まされたことに対して議会でも議論が紛糾。一般質問等で当時の執行部に対

してその姿勢を質した。

平成28年2月、本町及び鳥栖市、神崎市、みやき町、上峰町による東部環境施設組合が設立。本町もこの一部事務組合の構成団体として参加した。
・広域圏内総人口の概算約15万人(うち吉野ヶ里町約1万6000人)
・広域ごみ処理施設建設及び運営に伴う予算総額417億円(債務負担行為として令和6年より延べ30年間に及び417億円の債務を組合として負担する)

問題発生

平成26年、今回の建設用地として鳥栖市が保有する公用地(鳥栖市真木町4・2ha)を組合へ提供されたが、令和元年にその敷地(約2・5ha弱

相当)から有害物資ダイオキシンを多量に含むゴミが埋設されている事実が露見した。これに伴い、ダイオキシンの埋没する敷地部分を除く1・7haをゴミ焼却施設の用地と改め、大幅に敷地面積の縮小を行うことになった。これに伴いリサイクル施設の建設予定は、見送られることになった。

さらに28年6月、当該用地が鳥栖市策定の災害ハザードマップにおいて、水害危険地域の最高危険地域であることが判明。



浸水時の真木町

令和元年の佐賀大水害を契機に、近隣住民より建設の見直しを求める意見が噴出した。それを受けて用地の再検証や再検討の要請が、東部組合議会、鳥栖市議会からも意見が提出され、議論が加速するようになった。

しかしながら、東部組合執行部側からは、鳥栖市、みやき町、上峰町による西部組合が保有するみやき町蓑原の施設の供用が令和5年までであること、東部組合執行部としては他の用地を再検討した上で、当該予定地が再適地であるとの答弁。当該敷地ありきで建設が進められてきた状況である。

組合議会の令和2年2月定例会では、地域住民1500名の署名を添えた建設用地の再検討を求める請願が提出された。予てより立て続けに露見した公害や水害の可能性ある敷地を用いて、公益

に服する事業を公共団体が実施してよいものなのか、と疑問符を抱いていたのが本町議会であったため、組合議会へ出向する2名の議員は本件請願について賛成した。

（結果、賛成少数で本請願の採択については否決。）

引き続き上程された、ごみ焼却施設建設に伴う関連予算を含む一般会計予算については、この2名の議員は反対した。（結果、反対少数で予算は可決した。）



建設予定地

吉野ヶ里町議会 建設用地再検討 を求める決議案 可決

本町議会3月定例会において、4月15日を回答期限とした、ごみ焼却施設建設用地の再検討を求める決議案を提出。全会一致で採択された。

そもそも本町が平成28年に東部組合に参加したのは、鳥栖市という地方公共団体が提供する事業用地に不動産的な瑕疵があるはずがないという根本的な条件が保持されていること、及び環境に配慮したリサイクル施設が併設されるということの2点が、参加を決意するに至った重要な要素であった。

それにも拘わらず、4月15日付けの東部組合より示された回答は、本件は東部組合による議決が既になされた案件であるので、このまま粛々と事業を遂行するという趣旨の回答であった。

本町が求めた重要事項の是正や歩み寄りが何らみられないまま事が進んでいくという事態に陥った。

本町議会としては、将来発生する可能性が高い大水害に際して、住民を巻き添えにしてしまう可能性を最も懸念している。一部事務組合としては全国的に前例がないケースであるが、一部事務組合脱退を含めて協議を重ねた。



高さが低く、嵩上げが必要な土地

組合から脱退を決断した場合の負担金の額、及び賠償金等のリスクについて質問を再度投げかけた。

業者選定 プロポーザル実施

本年5月8日に、建設及び運営を委託する業者選定のプロポーザルが開催された。

本来であれば本町議会が抱く東部組合への不信感を払拭した上でプロポーザルの入札を実施されるべきであるが、これも時間的な猶予がないという事でそのまま実施されている。

結果、日立造船グループが324億円で落札した。落札価格は次点社より高額であり、水害対策により注視した内容でも無かったが、総合的なスケールメリットでは優れた評価であり納得できる結果であった。

一部事務組合 からの脱退の検討

近年の局地的な集中豪雨の頻発で、予想外の地域でも壊滅的な水害に見舞われるケースは少なくはない。

今回の建設用地は宝満川に隣接し、かねてより水害被害が見られる土地柄である。

その中で収集したごみの搬入に支障がある用地で、ごみ焼却事業を実施するのは近隣住民の不安はもちろん、水害で搬入不能になった際は、その都度各構成団体が協定を結ぶ焼却施設へ、別途の費用で搬入することになり、広域圏内住民にとって不経済である。

組合へは様々な要請を申し出るも納得できる回答を得ることができないため、本町議会では一部事務組合の脱退を検討した。

この脱退は、地方自治

法286条の2の規定により2年前の書面告知で脱退できるとされているが、建設費を含む2年間の間に生まれる負担金ほか賠償問題に波及していく事が懸念された。

全国的にも同様の事例はなく、どの位のリスクや負担が生じるのか回答を求めた。

6月17日付けで得た組合からの回答であるが、本町が脱退という選択をした際は、主なものとして以下のような責任が生じる。

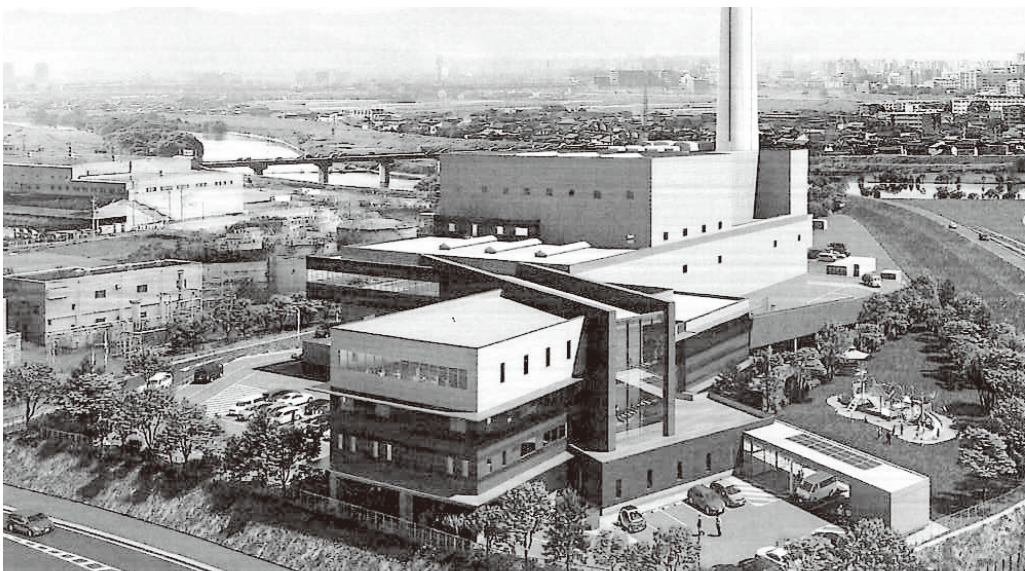
主な責任

- ・ 当町分のごみ処理量が減少する為、施設規模の変更縮小及び、入札のやり直しで建設が遅れる。
- ・ 国に建設規模の変更申請し、承認を得るのに相当期間を要する事で建設が遅れる。
- ・ みやき町の現施設の使用が令和5年度までのた

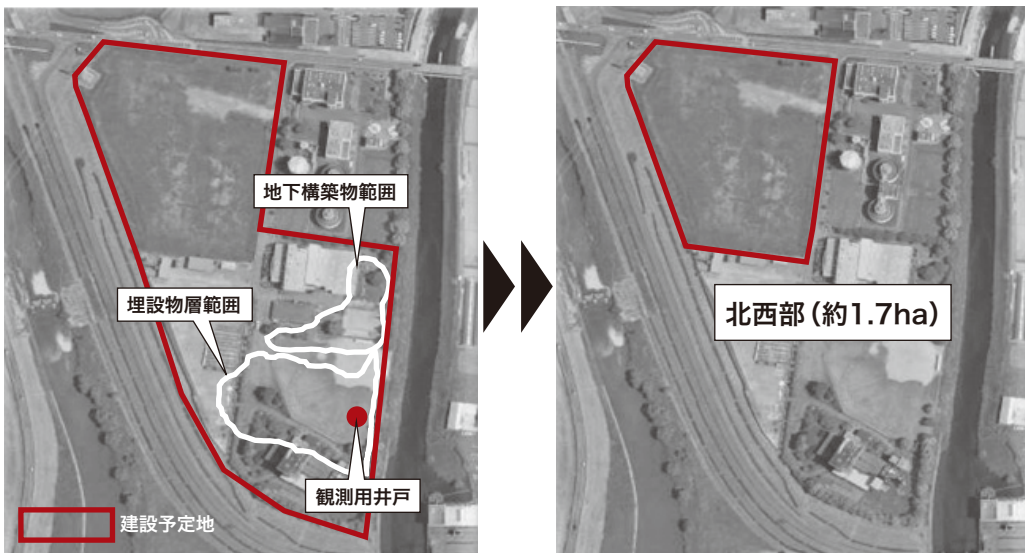
め、建設が遅れた場合、一市二町のごみ処理が出来なくなり、代替措置が必要となる。

このような責任問題が生じ、損害賠償された場合は、莫大な金額になり得る可能性がある。

以上の如き問題を抱えることは、住民利益を資することにはなり得ない。本町議会としてはこれまで組合に対して、しっかりと当該用地での施設運営の危険性は問題提起し、声を挙げてきた。本町議会では脱退という選択をせず、今後東部環境施設組合の構成団体として風通しの良い組合運営を目指し、住民利益に寄り添える形の広域ごみ処理施設運営に努めて参りたい。



完成予想図



建設予定地の位置変更（赤枠内）

議会の主な活動

(2名以上で参加した行事や会議)

3月

4月

5月

3月

- 3日 3月定例議会開会(16日)
- 7日 東脊振中・三田川中学校卒業式
- 10日 予算特別委員会(12日)
- 16日 全員協議会・議会広報編集特別委員会
- 19日 東脊振小・三田川小学校卒業式
- 20日 東脊振幼稚園卒園式
- 21日 吉野ヶ里保育園卒園式
- 26日 佐賀東部緩衝緑地維持管理協議会

4月

- 3日 議会広報編集特別委員会
- 10日 議会広報編集特別委員会
- 15日 神崎市吉野ヶ里町葬祭組合全員協議会
- 21日 全員協議会・議会広報編集特別委員会
- 27日 神崎市吉野ヶ里町葬祭組合臨時会

5月

- 1日 東部環境施設組合臨時会
- 7日 アドベンチャーバレーSAGA吉野ヶ里神事式
- 12日 東部環境ごみ処理施設建設の勉強会
- 13日 東部環境ごみ処理施設建設の勉強会
- 18日 東部環境施設組合全員協議会・議会運営委員会
- 19日 全員協議会
- 25日 佐賀中部広域臨時会

3月以降は、新型コロナウイルスの蔓延により、多くの行事等が中止となっております。

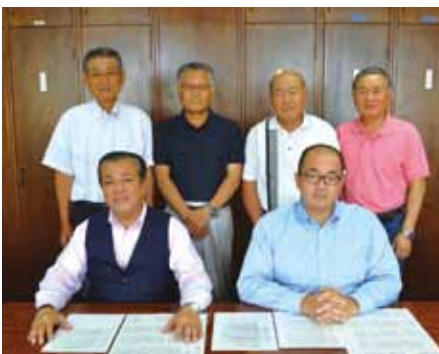
アドベンチャーバレー SAGAオープン

環境負担を最小限に留め、極力、元の地形を最大限に活用した、アドベンチャーコース、キャノピーコース、キッズコースの3コースのアウトドアパーク「フォレストアドベンチャー」は、1997年フランス・アヌシー郊外に、アルタス社が自然共生型のアウトドアパークを設置したもので、フランスが発祥の地である。フォレストアドベンチャーは、1997年フランス・アヌシー郊外に、アルタス社が自然共生型のアウトドアパークを設置したもので、フランスが発祥の地である。

フォレストアドベンチャー・吉野ヶ里は、森で遊ぶうをテーマに、九州初となる「キッズコース」が導入され、子供達のアドベンチャーデビューにピッタリの新施設でもある。

総事業費約2億5千万円をかけて、標高200mに4ヘクタールの敷地

で自然を感じながら楽しむことができる。令和3年春には、広大な敷地と豊かな森林資源を活かした、ロングジップトリックコースやマウンテンバイクコースがオープン予定となっている。



編集後記

世界的流行となっている新型コロナウイルス。緊急事態宣言は解除されたものの、依然として余断を許さない状態である。経済への影響も深刻であり、町としても減収した事業者に独自の支援策を打ち出すなど、住民の生活を守る行政の役割を議会としても提言していきたい。

本号より、広報委員の5名が入れ替わり新たな体制となった。町民の皆様にはわかりやすい紙面を心がけ、より親しまれる広報を目指します。

(信一郎)

〇議会広報特別委員会

- 委員長 生島信一郎
- 副委員長 吉富光三郎
- 委員 馬場 茂
- 城島 敏行
- 伊東 和孝
- 古川 輝英